



2025年4月1日

会長

● 総会を経て

2025年3月29日、自治会総会を行いました。

総会における決定事項は 下記のとおりです。

町内清掃不参加料金の変更	(現行) 300 円 → (改正) 1,000 円 (2025 年春～)
鯉のぼり掲揚	今後は 廃止する。
自治会規約の改正 第 18 条	(現行) 会長の活動手当として 15,000 円／月を会計年度の初めに一括支給する。 (改正) 会長の活動手当として 10,000 円／月を会計年度の初めに一括支給する。

役員を6年間務めてこられた さんが 会則第 17 条により、任期満了となりました。仕事、家庭、子育てと大変な中、自治会活動にご尽力いただき、ありがとうございました。

つきましては、役員を募集します。

至らない点多々あるかと思いますが、改めてよろしくお願いいたします。

● 防災訓練

2025年4月20日、山の手自治会防災訓練を行います。

● 防災行政無線テレホンサービス

(無料) 0120-52-2136

「山の手自治会」で 検索

<山の手ウェブ> <https://yamanote.link>

班 長																			

↑月日を記入して次の方に回してください。